

東川町未来チャレンジ活動支援事業補助金とは

自主的に組織され町内で活動している団体や町の未来の発展に向けて新たに組織した団体等が自ら創意工夫により地域づくりや経済活動の活性化並びに福祉の向上等の取り組みにチャレンジし、目標の達成のために行う活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象額

【初年度】

交付率: 補助対象経費 × 8/10 (最高限度額50万円)

【2年次】

交付率: 補助対象経費 × 1/2 (最高限度額50万円)

補助対象事業

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 経済活動の活性化を図る事業
- (3) 福祉の向上を図る事業

補助対象経費

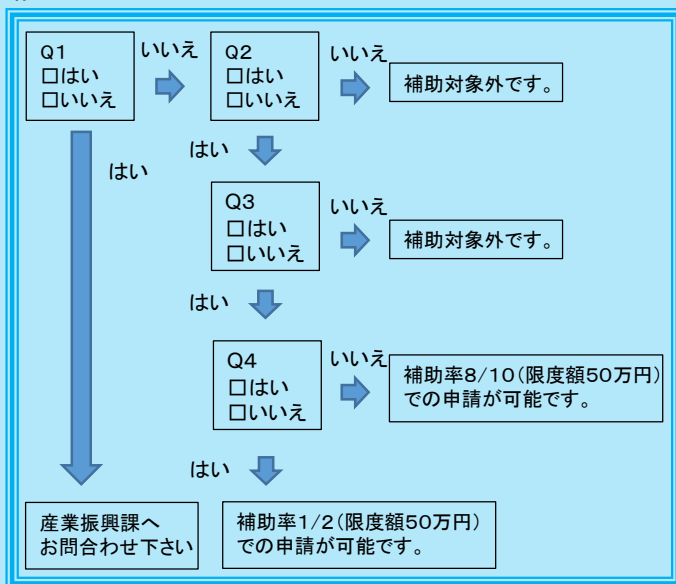
謝金、賃金、旅費交通費、消耗品、印刷製本費、広告宣伝費
通信運搬費、使用料、備品購入費等

※次に掲げる経費は対象外となります。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産の取得に係る経費
- (4) 団体構成員自らの人件費

補助対象者

- Q1.【自主的に組織され町内で5年以上活動している団体】ですか？
 Q2.【町の未来の発展に向けて組織された団体】または【その他町の未来の発展に寄与する活動を行おうとする団体】ですか？
 Q3. 補助対象事業のいずれかに当てはまりますか？
 Q4. 過去に本補助金を利用し、同一内容の事業を実施していますか？



補助金交付までの流れ

- ① (団体) 役場に相談又は上記を参照の上、補助対象であるかどうかを確認
- ↓
- ② (団体) 必要書類を添えて事業要望書を提出
- ↓
- ③ (役場) 内容を審査し、事業採択を通知
- ↓
- ④ (団体) 必要書類を添えて交付申請書を提出
- ↓
- ⑤ (役場) 内容を審査し、交付を決定
- ↓
- ⑥ (団体) 事業を実施(補助対象物の購入・納品・支払)
- ↓
- ⑦ (団体) 必要書類を添えて実績報告書を提出
- ↓
- ⑧ (役場) 書類を確認後補助金を確定、交付

★必要書類★

<②事業要望書提出時>

- ・事業要望書
- ・事業企画書、チラシ等(任意の書式で可)
- ・団体概要書(任意の書式で可)
- ・団体構成員名簿(任意の書式で可)

<④補助金交付申請時>

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書
- ・事業予算書もしくは見積書

<⑦補助金実績報告時>

- ・補助事業等実績報告書
- ・事業実績書
- ・事業精算書
- ・領収書の写し(経費の支出がわかるもの)
- ・実績報告書(任意の書式で可)

※<⑤補助金交付申請時>概算払申請時
 ・補助金等概算払申請書

【問い合わせ先】

東川町 企画総務課 企画財政室
 経済振興課 経済振興室
 TEL 0166-82-2111